

2020年9月30日

各 位

会社名 株式会社 ストライク
代表者名 代表取締役社長 荒井 邦彦
(証券コード：6196 東証第一部)
問合せ先 取締役兼執行役員 中村 康一
(TEL 03-6865-7766)

決算期（事業年度の末日）の変更及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2020年9月30日開催の取締役会において、2020年11月25日開催予定の第24回定時株主総会で「定款一部変更の件」が承認されることを条件として、決算期（事業年度の末日）を変更すること並びに定款の一部を変更することを決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 決算期変更の理由

国内企業の多くが3月を決算期としているため、当社仲介によるM&Aの実行が3月、6月、9月、12月に偏る場合があります。予算統制及び業績管理の向上並びに経営の効率化を図り、当社の企業価値を持続的に向上させていくことを目的としています。

2. 決算期変更の内容

現 在：毎年8月31日

変更後：毎年9月30日

(注) 決算期変更の経過期間となる第25期は、2020年9月1日から2021年9月30日までの13か月決算となる予定です。

3. 今後の見通し

本日開示いたしました決算短信をご覧ください。

4. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

決算期（事業年度の末日）の変更に伴い、定時株主総会の招集時期を毎年12月に、定時株主総会の議決権の基準日を毎年9月30日に、期末配当の基準日を毎年9月30日に、中間配当の基準日を毎年3月31日にそれぞれ変更するものであります。また、事業年度の変更にかかる経過的な措置として、附則を設けるものです。

(2) 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりです。(現行定款中変更のない条文の記載は省略してあります。)

(下線部分は変更部分)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(基準日) 第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年<u>8月31日</u>とする。</p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>(事業年度) 第40条 当社の事業年度は、毎年<u>9月1日</u>より翌年<u>8月31日</u>までとする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第41条 当社の期末配当の基準日は、毎年<u>8月31日</u>とする。</p> <p>(中間配当) 第42条 当社は、取締役会の決議により、毎年<u>2月末日</u>を基準として、会社法第454条第5項の規定に基づく金銭の分配をすることができる。</p> <p style="text-align: center;">(新設) (新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(基準日) 第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年<u>9月30日</u>とする。</p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>(事業年度) 第40条 当社の事業年度は、毎年<u>10月1日</u>より翌年<u>9月30日</u>までとする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第41条 当社の期末配当の基準日は、毎年<u>9月30日</u>とする。</p> <p>(中間配当) 第42条 当社は、取締役会の決議により、毎年<u>3月31日</u>を基準として、会社法第454条第5項の規定に基づく金銭の分配をすることができる。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>第1条 第40条(事業年度)の規定にかかわらず、第25期の事業年度は2020年9月1日から2021年9月30日までの13か月とする。</u></p> <p><u>第2条 第42条(剰余金の配当の基準日)第1項の規定にかかわらず、第25期事業年度の中間配当の基準日は、2021年2月末日とする。</u></p> <p><u>第3条 本附則は、第25期事業年度に関する定時株主総会終結の時をもってこれを削除する。</u></p>

5. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日	2020年11月25日
定款変更の効力発生日	2020年11月25日

以上